

第1回 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会（庄戸コミュニティハウス）会議録	
開催日時	令和7年1月31日（金） 午後2時～午後3時30分
開催場所	栄区役所 新館4階7号会議室
出席者	芦川弘委員、伊藤元秀委員、立木正子委員、本田桂子委員、吉永崇史委員 （計5名）
欠席者	なし
開催形態	公開、ただし議事3以降は非公開（傍聴者0名）
議題	1 委員長選出 2 会議の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 指定管理者公募要項、指定管理業務仕様書、特記仕様書について 5 指定管理者の評価基準項目及び採点方法について
決定事項	1 吉永委員を委員長とする。 2 議題3以降の内容について、非公開とする。第2回選定委員会については、応募団体の面接審査は公開、委員による採点及び審査部分を非公開とする。 3 選定スケジュールについて、原案のとおりとする。 4 指定管理者公募要項、指定管理業務仕様書、特記仕様書について、原案のとおりとする。 5 評価基準項目及び採点方法について、原案のとおりとする。
審議内容	1 委員長の選出 委員からの推薦に基づき、吉永委員が委員長に選出された。 2 会議の公開・非公開 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条3項に基づき、公募内容の事前漏洩を防ぐため、指定管理者選定スケジュール、公募要項等の検討、評価基準項目及び採点方法について、非公開とした。また、第2回選定委員会の採点及び審査部分は適正な審査が阻害される恐れがあるため非公開とした。 3 指定管理者選定スケジュール スケジュールについて、事務局から説明があり、第二回指定管理者選定委員会の日程を決定し、その他については、原案のとおりとした。 4 指定管理者公募要項、指定管理者業務仕様書、特記仕様書の検討 事務局から説明があり、原案とおりで了承された。 5 評価基準項目及び採点方法の検討 事務局より、評価・採点方法について説明があり、最低基準点は全体の60%として、原案のとおりとした。  (質疑・応答) (1) 自治会の総会等でコミュニティハウスを使っており、以前（学校施設活用型コミュニティハウス使用時）は駐車場を貸してもらっていたが、今後でもできれば使わせてほしいという委員からの要望に対し、横浜市のコミュニティハウスでは、車いす用駐車場1台を整備するというのが整備基準であることを事務局から説明した。 (2) 和室の畳を取り外して会議室として有効活用できないかという委員から

の要望に対し、和室は華道、茶道で使用する場合も少なくないと認識していることを説明しつつ、会議などでも使いやすいように運用していきたいと事務局から回答した。

(3) 民間事業者による義務教育学校（学びの多様化学校）の開校が遅れた場合、コミュニティハウスは開館できるかという委員からの質問に対し、開校が遅れた場合でもコミュニティハウスの開館は令和8年1月を目指すとして事務局から回答した。また、令和8年1月より前に開館できないか、との質問に対し、事務局から、必要な手続きを考慮すると難しいと回答した。

(4) 収支予算書が令和8年度と令和9年度に分かれており、記載されている令和8年度の指定管理料の上限額は、1月～3月分のことだと思われるが、その前の準備期間中に要する予算は計上しているのかという委員からの質問に対し、準備委託として、別途予算を確保して実施する予定であると事務局から回答した。

(5) 指定管理料について賃金スライドの制度は理解できるが、指定管理料の上限額に昨今の物価高騰は考慮されているのか、という委員からの質問に対し、この上限額は現時点での物価高騰上昇分も踏まえた金額であることを事務局から説明した。また、今後さらに物価が高騰した場合は別途上乘せも検討していくと回答した。

(6) 指定管理料は選定委員会で議論、決定する項目ではなく、今後柔軟に対応していく理解であっているか、との委員からの質問に対し、その通りであり、年度当初に年度協定書を指定管理者と締結するときに正式に決定する、と事務局から回答した。

(7) このコミュニティハウスは「新設」か、「継続」かとの委員からの質問に対し、「新設」と事務局から回答した。そのうえで、椅子やテーブル等の設備は新しくなるのかとの質問に対し、すべてを一新することはできないが、予算の中で可能な限り対応する、と事務局から回答した。

(8) 公募要項別添2の評価基準項目で、合計180点満点とあるが、P9の8(4)評価基準項目では、「合計160点満点の6割以上を満たすことが必要」とある。なぜ180点ではなく160点なのか、との委員からの質問に対し、公募要項P9 8(4)評価基準項目では、「最低基準点（出席している全委員の加減点項目を除く評価基準項目の合計160点満点の6割以上）を満たすことが必要」と記載がある。「加減点項目」というのが、別添2の評価基準項目9-2（中小企業かどうか）、9-3（市の重要施策を踏まえた取組をしているか）のこと。それぞれ10点満点の配点があるので、合計20点を除いた160点が最低基準点となる、と事務局から説明した。

(9) 公募要項別添2の評価基準項目9-2（中小企業かどうか）、9-3（市の重要施策を踏まえた取組をしているか）についてはあらかじめ事務局から教えていただけるといふことによろしいか、という委員長からの質問に対し、事務局で事前に事実確認を行い、委員の皆様にお伝えさせていただくと事務局から回答した。

(10) 税理士の委員に評価いただく項目はどれかという委員からの質問に対し、公募要項別添2の評価基準項目9-1の団体の経営状況部分であること、判断根拠資料は、応募団体から提出された貸借対照表、損益計算書等であること、税理士の委員の評価及びその理由を他の委員が参考にすることを事務

	<p>局から説明した。また、公募要項P9(4)のとおり、「財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合」がある旨も説明した。</p> <p>(11) 第二回指定管理者選定委員会当日に、公募要項別添2の評価基準項目の用紙が配られ評価するのか、という委員からの質問に対し、事前に各委員に採点用の様式を送付し、当日までにご検討いただき、選定委員会当日に確定していただく旨、事務局から説明した。</p>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 選定委員会委員名簿</li> <li>2 横浜市地区センター条例（抜粋）</li> <li>3 横浜市栄区地区センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</li> <li>4 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会運営要綱</li> <li>5 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）</li> <li>6 選定スケジュール</li> <li>7 横浜市庄戸コミュニティハウス指定管理者公募要項</li> <li>8 横浜市庄戸コミュニティハウス指定管理業務 仕様書</li> <li>9 横浜市庄戸コミュニティハウス指定管理業務 特記仕様書</li> <li>10 評価・採点方法について</li> <li>11 横浜市庄戸コミュニティハウス指定管理者の応募関係書類一式</li> </ol>
特記事項	<p>第二回指定管理者選定委員会は令和7年5月13日（火）に開催予定。</p>